

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則案

| 新 | 条 | 文 |
|---|---|---|
| | | （電磁的記録による作成等） |
| | | 第六条 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により行うものとする。 |
| | | （電磁的記録による作成等） |
| | | 第六条 知事等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により行うものとする。 |